

美術品補償制度部会の設置について

令和2年4月 日
文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令（平成12年6月7日政令第281号）第6条第1項及び文化審議会運営規則（平成23年6月1日文化審議会決定）第4条第1項の規定に基づき、下記2に関する調査審議を行うため、文化審議会に美術品補償制度部会を設置する。

2. 調査審議事項

- (1) 展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成23年法律第17号）第12条第2項の規定により審議会の権限に属させられた事項について
- (2) 上記（1）に関連する事項について
- (3) その他展覧会における美術品損害の補償に関する法律に関連する事項について

3. 部会の議決

文化審議会令第6条第6項及び文化審議会運営規則第4条第3項に基づき、上記2（1）及び（2）に掲げる事項については、美術品補償制度部会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

4. 構成（別紙参照）

文化審議会令第6条第2項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

第10期美術品補償制度部会委員

(令和2年4月 日現在)

(正委員)

宮崎 法子 実践女子大学教授

(臨時委員)

佐野 千絵 東京文化財研究所名誉研究員

白原由起子 根津美術館特別学芸員

高橋 孝一 SOMPO リスクマネジメント株式会社 首席フェロー

田中 豊稲 静岡市美術館館長

富田 章 東日本鉄道文化財団理事, 東京ステーションギャラリー館長

中島 隆太 損保ジャパン日本興亜美術財団専務理事

東郷青児記念損保ジャパン日本興亜美術館長

山梨絵美子 東京文化財研究所副所長

(専門委員)

井口 智子 名古屋市美術館学芸課長

小林 宜文 株式会社丹青研究所取締役

新畑 泰秀 (公) 石橋財団アーティゾン美術館学芸課長

土屋 裕子 東京藝術大学大学院美術研究科教授

中林 和雄 東京国立近代美術館副館長